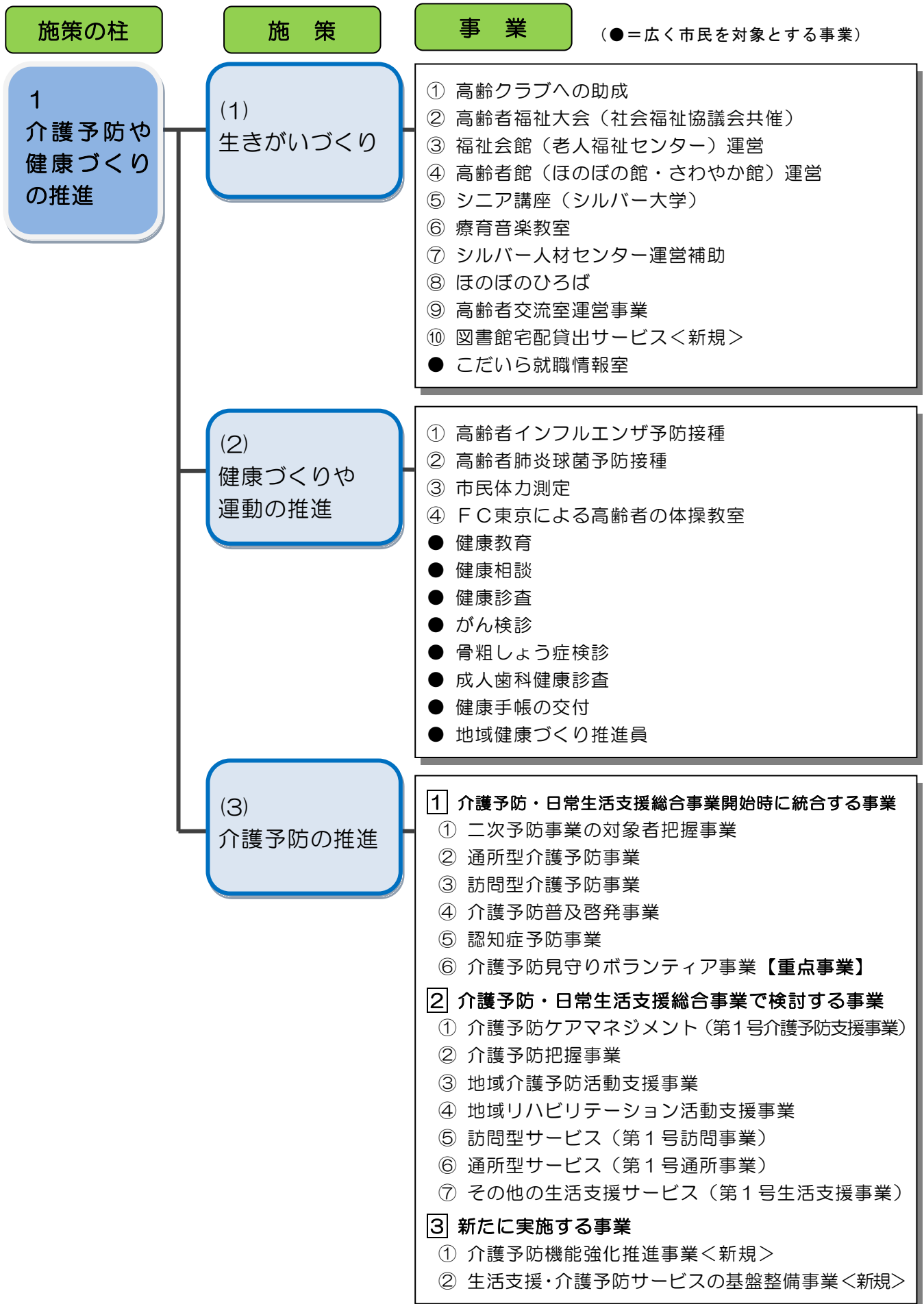
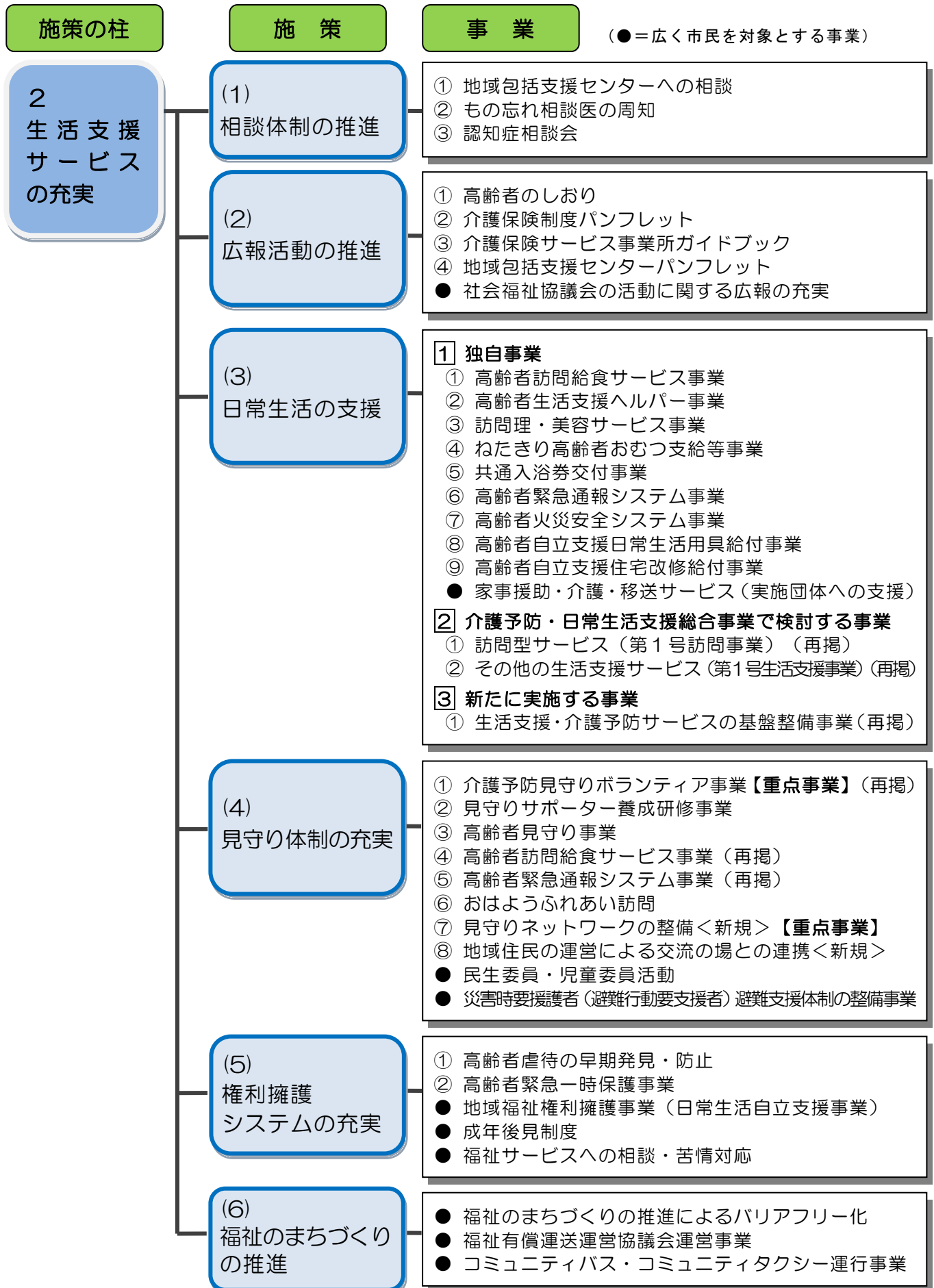


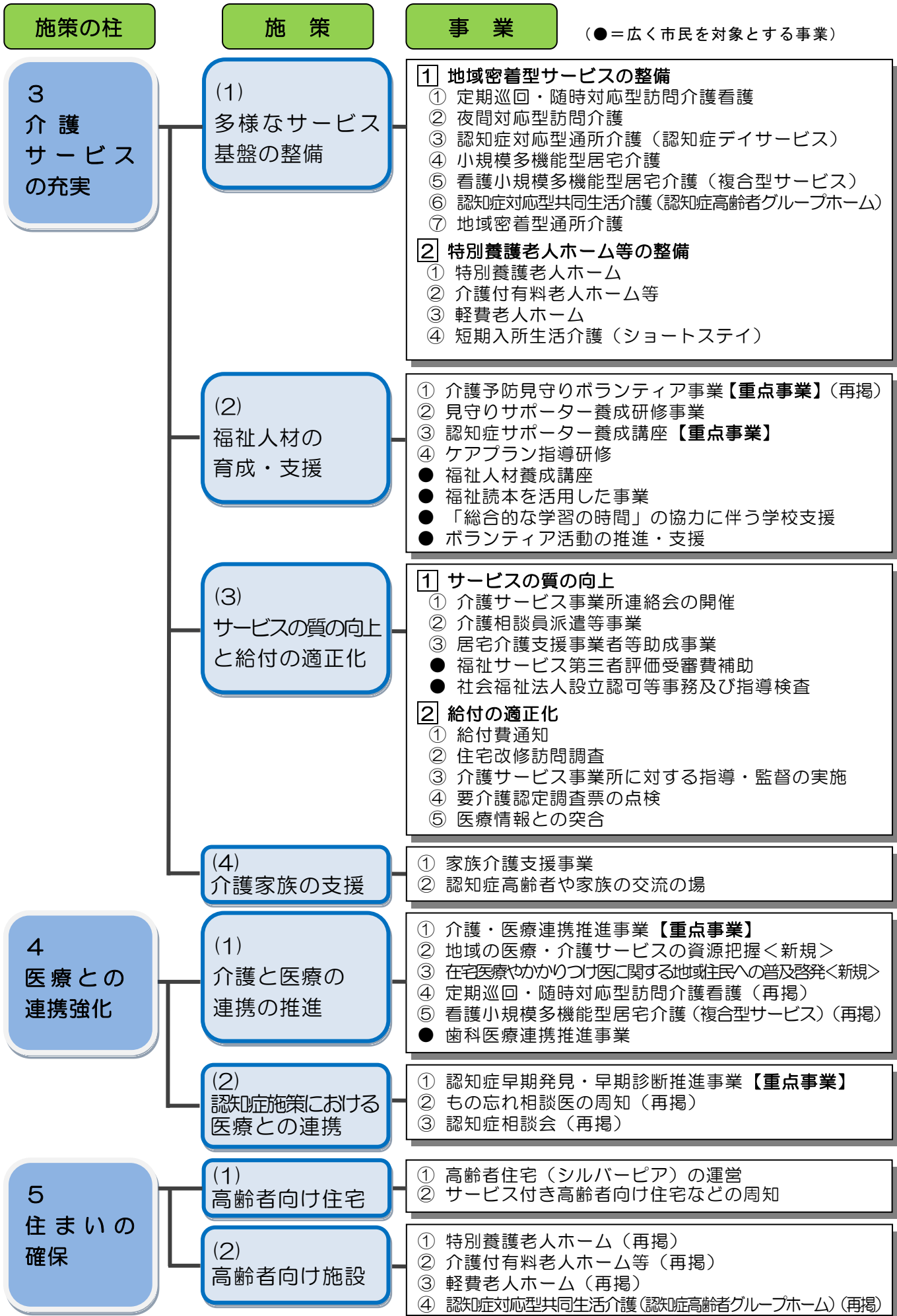
第5章 施策の取組

◆ 地域包括ケアシステムの考え方に基づいた5本の施策の柱に沿って、施策を展開していきます。





（●＝広く市民を対象とする事業）



（●＝広く市民を対象とする事業）

◆ 各事業の「方向性」について

充 実： 質や量を高め、より一層の充実をはかっていく事業

継 続： 引き続き現在のサービスや制度を推進していく事業

1 介護予防や健康づくりの推進

高齢者が生きがいのある充実した生活を送るためには、健康が何よりの柱となります。高齢者の生きがい活動や介護予防事業の充実を図るとともに、高齢期の健康に対する意識を高める取組を推進していくことが必要とされています。生きがいづくりや健康づくり、介護予防の推進を通じて、高齢者ができるだけ長く元気で暮らせるように支援していきます。

(1) 生きがいづくり

アンケート調査では、「趣味や生きがいづくり、社会活動参加への支援」への要望が5割を超えており、元気高齢者の生きがい活動や余暇活動等の、より積極的な展開を図っていく必要があります。高齢者が生きがいを持って暮らせるように、社会活動や学習・余暇などへの支援や、働く機会の確保を図るとともに、地域との交流の機会を提供します。

① 高齢クラブへの助成

高齢者が健康で豊かな生活を送るために、地域ごとに自主的に組織されている高齢クラブに対する助成を行います。

高齢クラブでは、友愛活動として地域の一人暮らしや寝たきりの高齢者家庭への訪問活動のほか、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ゲートゴルフ、踊り、手芸、研修会、親睦旅行、カラオケ等、生きがい・健康を高める活動や、美化活動等のボランティア活動を行います。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
高齢クラブ	クラブ数 33 クラブ 会員 2,177 人	クラブ数 33 クラブ 会員 2,085 人	継 続
高齢クラブ友愛活動	訪問した高齢者数 310 人	訪問した高齢者数 261 人	継 続

② 高齢者福祉大会（社会福祉協議会共催）

毎年9月に、市内の高齢者を招いて長寿をお祝いする式典を開催します。式典では、90歳を迎えた方、敬老記念品を受けた方の表彰も行います。式典の後には、演芸等を楽しんでいただきます。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	参加者数 600 人	参加者数 600 人	継 続

③ 福祉会館（老人福祉センター）運営

高齢者が健康づくりや、趣味や教養、レクリエーションを行う施設で、入浴設備も備えています。高齢者が気軽に利用し、交流できる施設運営に努めます。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	延利用者数 174,966 人	延利用者数 170,219 人	継 続

④ 高齢者館（ほのぼの館・さわやか館）運営

施設内には、和室、多目的ホール、介助浴室（さわやか館）、ロビーには、パソコンや電位治療器、血圧測定器を設置しています。高齢者が気軽に利用し、交流できる施設運営に努めます。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
ほのぼの館	延利用者数 25,193 人	延利用者数 23,209 人	継 続
さわやか館	延利用者数 25,785 人	延利用者数 24,368 人	継 続

⑤ シニア講座（シルバー大学）

高齢者一人ひとりが、より豊かで充実した生活を営む上で必要な仲間づくり、生涯学習機会の提供などを目的として、公民館においてシニア講座（中央公民館はシルバー大学）を開設します。

公民館は、広く市民の社会教育の場として、高齢者をはじめ多くの市民が参加でき、利用しやすい地域に密着した施設として学習機会の提供に努めます。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	受講者数 69 人	受講者数 263 人 ※	継 続

※ 全ての分館での開設により増

⑥ 療育音楽教室

高齢者が歌や音楽の演奏を通じて、生きがいづくりと健康維持、介護予防を目的に療育音楽教室を開催します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	開催回数 48 回 参加者数 679 人	開催回数 48 回 参加者数 660 人	継 続

⑦ シルバー人材センター運営補助

就業を通じた高齢者の生きがいの充実と、社会参加を促進するため、小平市シルバー人材センターへの助成を行います。

シルバー人材センターでは、主な事業として、庭の手入れやリフォーム、家事援助、公共関係や一般企業の仕事のほか、市内の名所を案内するシルバーガイドや学習教室等を行います。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	会員数 1,149 人 契約件数 7,090 件	会員数 1,102 人 契約件数 7,576 件	継 続

⑧ ほのぼのひろば

介護を必要としないおおむね60歳以上の一人暮らしの方を対象に、孤独感の解消や介護予防を目的として、地域のボランティアや民生委員・児童委員の協力を得て、地域センター等で、趣味活動、創作活動、レクリエーション、軽い体操等を行います。

さらに、広報活動を強化し利用者の増加に努めます。

《社会福祉協議会》

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	延利用者数 4,491 人	延利用者数 4,111 人	継 続

⑨ 高齢者交流室運営事業

小平第二小学校内を利用し、囲碁・将棋・手芸等の趣味や創作活動、レクリエーション、季節の行事等を行い、小学生との世代間交流等を通して、高齢者の生きがいの充実と介護予防を図ります。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	延利用者数 3,050 人	延利用者数 2,658 人	継 続

⑩ 図書館宅配貸出サービス <新規>

要介護状態等により図書館に来館することが困難な、65歳以上の一人暮らしの高齢者に図書を配達することにより、情報入手の機会と、高齢者の生きがいの充実を図ります。

《 広く市民を対象とする事業 》

○ こだいら就職情報室

こだいら就職情報室（福祉会館3階）では、ハローワーク（公共職業安定所）の担当者が仕事の相談と職業紹介を行います。

団塊の世代をはじめ元気高齢者の就業意欲に対応できるよう、高年齢者職業相談の支援に努めます。

（2）健康づくりや運動の推進

高齢者がいつまでも健康で暮らせるように、健康や運動に対する意識を高めるとともに、保健サービスを充実させていくことが必要とされています。高齢者の自発的な健康づくりや、年齢や状態に応じた運動の要素を取り入れることを支援していくとともに、健康診査・各種検診や予防接種などを実施して、高齢者の健康増進に努めます。

① 高齢者インフルエンザ予防接種

予防接種法に基づき、高齢者のインフルエンザへの感染と重症化予防のために、65歳以上（身体障害者手帳1級程度の方は60歳以上）の方を対象に、一部公費負担によるインフルエンザ予防接種を実施します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	延接種者数 14,672 人	延接種者数 15,253 人	継 続

② 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎などの感染症を予防するため、65歳の方（平成30年度までは、65歳以上の一定年齢の方）への肺炎球菌ワクチン定期予防接種費用の一部を、また、平成27年度は、定期予防接種の対象とならない方への任意予防接種費用の一部を助成します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	助成実績 867 人	助成実績 1,306 人	継 続

③ 市民体力測定

65歳から79歳の市民を対象に、心身の健康を保持増進していくために、スポーツ推進委員の指導のもと、健康や体力についての理解や加齢に伴う現状を知る機会の提供を行っています。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	参加者数 52 人	参加者数 50 人	継 続

④ F C 東京による高齢者の体操教室

サッカー選手が行っている体操を、高齢者向けにアレンジして紹介する教室です。F C 東京スタッフが講師を務め、高齢者に適した運動を取り入れることによる健康づくりを推進します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	開催回数 全 2 回 延参加者数 50 人	開催回数 全 2 回 延参加者数 49 人	継 続

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、若い頃からの健康増進に資するため、市民を対象に健康教育を実施します。

また、ロコモティブシンドローム予防に効果的な小平市オリジナル体操「こだ健体操」により、市民に対しての普及啓発を行い、健康づくりを支援します。

○ 健康相談

健康に関することや生活習慣病等の予防、健康診査等の結果等について医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。

○ 健康診査

高血圧、脂質異常、高血糖等が原因で発症する生活習慣病等の予防や早期発見のための健康診査（特定健康診査：40歳～74歳の国民健康保険加入者、一般健康診査：後期高齢者医療制度加入者・生活保護受給者等）を実施します。

○ がん検診

がんの早期発見を目的として、胃がん（35歳～）、子宮頸がん（20歳～）、乳がん（30歳～）、肺がん（40歳～）、大腸がん（35歳～）、前立腺がん（PSA検査、50歳～74歳）検診を実施します（乳がんのマンモグラフィ検査及びPSA検査は一部公費負担）。

○ 骨粗しょう症検診

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性を対象に、早期に骨量の減少を発見することを目的として検診を実施します。

○ 成人歯科健康診査

20歳以上の方を対象に、口腔疾患の早期発見を目的として、市内指定医療機関で歯科健康診査を行います。

○ 健康手帳の交付

健康診査やがん検診、また健康教育や健康相談及び医療の記録を行い、日常の健康管理に役立ててもらうことを目的として、健康手帳を交付します。

○ 地域健康づくり推進員

地域住民の健康づくりの推進役として、健康づくりに関する相談や情報提供等の活動を行います。推進員は市内在住で、健康づくり事業に熱意等のある方が対象となり、任期は2年間となります。

(3) 介護予防の推進

高齢者が要介護や寝たきりになることなく、地域で自分らしく暮らし続けることができるように、介護予防や認知症予防の考え方と取組を広げていくことが必要とされています。高齢者自身への啓発や参加の勧奨だけでなく、地域全体で高齢者の介護予防を支えていく体制の整備を図ります。

また、平成28年4月開始目標の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、各事業の統合・見直し・再編成を行います。

1 介護予防・日常生活支援総合事業開始時に統合する事業

① 二次予防事業の対象者把握事業

65歳以上の要介護等認定を受けていない方を対象に、基本チェックリストによる生活機能の評価を行います。生活機能の低下により介護予防が必要とされる二次予防事業の対象者を把握します。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
	対象者数 6,614人	対象者数 6,276人	充 実

② 通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者に、寝たきりや要介護状態になることや症状が悪化することを防ぐために、介護予防教室を開催します。

高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人の介護予防の実践に結びつけていくため、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上について、本事業の幅広い展開を図ります。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
	開催回数 818回 延参加者数 6,625人	開催回数 856回 延参加者数 6,773人	充 実

③ 訪問型介護予防事業

心身の状況により通所型介護予防事業への参加が困難な二次予防事業の対象者に、保健師等がその居宅等を訪問し、必要な相談・指導を実施します。

今後は、多くの方の利用を促すために、訪問・電話等により積極的に対象者への働きかけを行います。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	訪問回数 30 回 訪問実人数 2 人	訪問回数 0 回 訪問実人数 0 人	継続

④ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布のほか、介護予防講座を開催します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	開催回数 24 回 延参加者数 397 人	開催回数 39 回 延参加者数 515 人	継続

⑤ 認知症予防事業

認知症予防についてさまざまな内容を取り入れ、利用者が認知症予防を実践できることをめざします。特に、認知症予防教室では、ウォーキングプログラムを取り入れ、有酸素運動を習慣化する活動を通じた認知症予防を行っています。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	認知症予防教室 (入門編)	開催回数 2 回 延参加者数 84 人	
認知症予防教室 (実践編)	開催回数 24 回 延参加者数 309 人	開催回数 24 回 延参加者数 303 人	
認知症予防教室 (フォローアップ編)	開催回数 6 回 延参加者数 57 人	開催回数 6 回 延参加者数 71 人	
認知症予防教室 (イベント編)		開催回数 2 回 延参加者数 35 人	
認知症予防講座	開催回数 18 回 延参加者数 342 人	開催回数 18 回 延参加者数 529 人	
認知症予防講演会	開催回数 2 回 参加者数 78 人	開催回数 2 回 参加者数 123 人	

⑥ 介護予防見守りボランティア事業

【重点事業】

見守りボランティア登録をされた高齢者が、地域包括支援センターと連携しながら、地域のさりげない見守り活動を行い、この活動を通して、地域の見守り体制を強化するとともに、ボランティアとして活動する高齢者の介護予防を推進します。

この事業は、平成 23 年 9 月から西圏域でモデル事業として開始し、平成 25 年度からは、市内の全圏域で実施しています。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	登録ボランティア数 31 人	登録ボランティア数 95 人	充 実

2 介護予防・日常生活支援総合事業で検討する事業

① 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防支援と同様に、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

② 介護予防把握事業

地域包括支援センターの総合相談支援業務をはじめ、介護保険申請や、健康課の訪問活動、特定健康診査等、医療機関、民生委員等から収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防に資する活動へつなげていく事業を行います。

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する活動等を通じて、自主的な取組につなげる等の工夫や、参加者同士の交流を図り、地域住民の積極的な参加を促すための事業を行います。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職等による「心身機能」、「活動」、「参加」のアプローチを活用することで、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の地域における介護予防の取組の機能強化を促進します。

⑤ 訪問型サービス（第1号訪問事業）

介護予防訪問介護	従来の介護予防訪問介護に相当するもの（訪問介護員等によるサービス）
訪問型サービスA	従来の介護予防訪問介護に相当する基準を緩和した基準によるサービス
訪問型サービスB	ボランティア等により提供される住民主体による支援
訪問型サービスC	保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの
訪問型サービスD	介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援

⑥ 通所型サービス（第1号通所事業）

介護予防通所介護	従来の介護予防通所介護に相当するもの
通所型サービスA	従来の介護予防通所介護に相当する基準を緩和した基準によるサービス
通所型サービスB	ボランティア等により提供される住民主体による支援
通所型サービスC	保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの

⑦ その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

対象者の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められたサービスとして、栄養改善を目的とした配食や、市民ボランティア等が行う見守りによる定期的な安否確認及び緊急時の対応などの事業を行います。

③ 新たに実施する事業

① 介護予防機能強化推進事業 <新規>

地域包括支援センター等に、多様な地域資源の活用や、高齢者の社会参加を通じた効果的な介護予防事業等を企画・推進するために、介護予防について幅広い知識と経験を持った専門職である介護予防機能強化支援員を配置し、介護予防の強化を図ります。

② 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業 <新規>

日常生活圏域ごとに、生活支援サービスのコーディネート機能を有する者（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置を行い、多様な地域資源を活用しながら、サービス・支援の創出や、担い手の養成や、活動する場の確保、関係者間の情報共有や、連携の体制づくり、支援のニーズと取組のマッチングなどを通じて、生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行います。

2 生活支援サービスの充実

高齢になっても、地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護サービスだけでなく、相談、見守り、権利擁護等の在宅生活を継続するための日常的な生活支援の充実が必要とされています。高齢者への生活支援を一層推進するために、行政サービスの充実を図るとともに、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築していきます。

(1) 相談体制の推進

高齢者数の増加や、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加に伴い、地域包括支援センターへの相談件数が増加しています。専門的な関わりを必要とする高齢者も増加し、高齢者が抱える生活課題の解決を支援するためには、権利擁護や生活困窮などに関するさまざまな相談機関と連携し、課題解決につながる仕組みづくりや、困ったときに気軽に相談ができるように配慮することが重要です。

地域包括支援センター及び出張所を拠点に、高齢者の生活課題に対する地域に根ざした身近な相談窓口の充実を図ります。

また、困難な課題に対応するため、東京都、東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会（福祉サービス運営適正化委員会）等関係団体との連携調整を行います。

① 地域包括支援センターへの相談

本人、家族、地域住民からの相談を受け、相談内容に即したサービスや情報の提供、関係機関への紹介等を行います。

また、地域の高齢者がどのような支援が必要かを把握するために、民生委員・児童委員や医療機関、介護保険事業者、自治会やNPO、ボランティアなど地域における関係者や関係機関とのネットワークを構築します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	相談件数 22,899 件	相談件数 27,810 件	充 実

② もの忘れ相談医の周知

認知症の早期発見、早期予防を図るために、「もの忘れ相談医一覧」を小平市医師会の協力により作成し、高齢者のしおり等で周知を図っています。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	掲載機関数 34 か所	掲載機関数 33 か所	継 続

③ 認知症相談会

認知症の早期発見・早期対応、認知症の高齢者とその家族を支援するため、認知症の診療に携わる医師による認知症相談会を実施します。

実績と方向性	実 績	方向性
	平成 26 年度から実施	継 続

(2) 広報活動の推進

高齢者の生活を支える取組はさまざまな分野にわたり幅広く行われており、その情報をわかりやすく確実に高齢者や家族に伝えていくことが不可欠です。個別のパンフレットと広報誌のあり方や編成等を検討しながら、高齢者が生活に必要な情報を得て、それを有効に活用できるように、広報誌等を通じた広報活動を推進していきます。

① 高齢者のしおり

主に小平市が実施する介護予防・日常生活の支援、生きがいづくりや社会活動、健康に関するサービスを紹介する高齢者を対象とした冊子を発行します。2年に1回、65歳以上の高齢者のいる全世帯に対し個別に発送します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	発行部数 30,000 部	発行部数 8,000 部	継 続

② 介護保険制度パンフレット

介護保険制度をわかりやすく解説したパンフレット「介護保険べんり帳」を毎年発行し、市役所、健康福祉事務センター、東部市民センター、西部市民センター、各地域包括支援センター等で配布します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	発行部数 15,000 部	発行部数 15,000 部	継 続

③ 介護保険サービス事業所ガイドブック

介護サービス提供事業所の情報を掲載した事業所ガイドブックを発行して、要介護認定申請時等に配布し、事業所の選択等に役立てていただきます。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	発行部数 3,000 部	発行部数 3,000 部	継 続

④ 地域包括支援センターパンフレット

高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの周知を図るために、パンフレットを毎年発行し、市内の全世帯に配布します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	発行部数 88,000 部	発行部数 88,000 部	継 続

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 社会福祉協議会の活動に関する広報の充実

「社協だより」、社会福祉協議会のホームページを通して、市民や市内各施設・関係団体等に対して、事業の紹介や活動の周知に努めます。

また、ポスター・パンフレット・小冊子等を作成し、広報活動を行います。

今後は、社協だより・ホームページとともに、見やすく、わかりやすい表現を多用する等、掲載内容の充実に努めます。さらに、社会福祉協議会の概要をまとめたわかりやすいパンフレットを作成し、事業や活動内容を幅広く周知します。

《社会福祉協議会》

(3) 日常生活の支援

高齢者ができるだけ地域で長く暮らし続けるためには、医療や介護サービスだけでなく、さまざまな生活支援を充実していくことが必要とされています。高齢者の日常生活を支援するために、訪問給食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などを提供していきます。

また、緊急通報システムの設置や住宅のバリアフリー化などを通じて、安心して暮らすことができる生活環境の整備を図っていきます。

1 独自事業

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に合わせて、独自事業の再構築について検討します。

① 高齢者訪問給食サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で、低栄養の予防と安否の確認が必要な方に週4回まで(現に低栄養状態にある方には週7回まで)、高齢者向けの昼食または夕食を届けます。一人暮らし高齢者等が自宅で安心して生活できるよう、安否確認事業としてより一層サービス内容の周知等を行います。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	年間利用者数 3,981 人 延提供数 48,358 食	年間利用者数 3,701 人 延提供数 46,191 食	継続

② 高齢者生活支援ヘルパー事業

介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯等で、家事サービス等の自立支援が必要な世帯を対象にホームヘルパーを派遣します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
滞在型	派遣回数 1,136 回 利用者数 34 人	派遣回数 1,313 回 利用者数 37 人	継続
単発型	派遣回数 71 回 利用者数 60 人	派遣回数 94 回 利用者数 74 人	継続

③ 訪問理・美容サービス事業

心身の障がいや傷病等の理由により理髪店及び美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、居宅で手軽に理容及び美容サービスを受けられるよう、2か月に1回、希望する日に理容師または美容師が、高齢者宅を訪問して理容または美容のサービスを提供します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	年間利用者数 9 人 延提供数 14 回	年間利用者数 5 人 延提供数 12 回	継続

④ ねたきり高齢者おむつ支給等事業

寝たきりで常時おむつを使用している65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、おむつの支給またはおむつ代の助成を行います。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	対象者数 183 人	対象者数 203 人	継 続

⑤ 共通入浴券交付事業

65歳以上の一人暮らし等で、家に風呂がない、故障中等の理由で公衆浴場を利用せざるをえない高齢者のうち、該当する方を対象に入浴券を交付します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	対象者数 54 人	対象者数 45 人	継 続

⑥ 高齢者緊急通報システム事業

65歳以上の病弱で、常時注意を要する状態の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、ボタン1つで関係機関へ通報され、救助が図られる機器を設置します。東京消防庁へつながる消防型と民間事業者につながる民間型があります。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
緊急通報システム (消防型)	対象者数 6 人	対象者数 3 人	継 続
緊急通報システム (民間型)	対象者数 60 人	対象者数 68 人	継 続

⑦ 高齢者火災安全システム事業

65歳以上の病弱で、常時注意を要する状態の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、家庭内での火災の発生を緊急通報システム（消防型）と連動し東京消防庁に自動通報するシステムを使い、火災に対する生活の安全を確保します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	設置世帯数 6 世帯	設置世帯数 2 世帯	継 続

⑧ 高齢者自立支援日常生活用具給付事業

介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、生活の利便を図るため日常生活用具を給付します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
入浴補助用具	12 件	12 件	継 続
歩行支援用具	8 件	8 件	継 続

⑨ 高齢者自立支援住宅改修給付事業

介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、住宅改修の費用を一定の限度額まで助成します。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
住宅改修予防給付	46 件	37 件	継 続
住宅設備改修給付	22 件	15 件	継 続

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 家事援助・介護・移送サービス（実施団体への支援）

在宅福祉に対する高齢者の多様なニーズに対応するため、市内NPO法人や市民団体が家事全般、簡単な介助や食事等の有償家事・介護援助サービス、移送サービスを行っています。

小平市では、これらのサービスを提供している団体に対して経済的な支援をします。

② 介護予防・日常生活支援総合事業で検討する事業

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）（79ページ再掲）

② その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）（79ページ再掲）

③ 新たに実施する事業

① 生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業（80ページ再掲）

（4）見守り体制の充実

一人暮らしや認知症など的高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体でその生活を見守っていく必要があります。見守りに関する地域のネットワーク化を図るとともに、高齢者訪問給食サービス事業、高齢者緊急通報システム、おはようふれあい訪問などの見守りに関する既存の在宅サービスと組み合わせることで、高齢者の孤立を防ぎ、必要な方に必要な支援が行き届くように、さまざまな担い手と方法による見守りを実施する体制を整備していきます。

① 介護予防見守りボランティア事業（78ページ再掲）【重点事業】

② 見守りサポーター養成研修事業

「高齢者等の見守りガイドブック」を活用した見守りサポーター養成研修を実施し、地域の見守りについての普及啓発を図ります。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
			参加者 126人

③ 高齢者見守り事業

地域包括支援センターを中心として、定期的な訪問や電話等により高齢者の生活実態の把握に努め、支援が必要な高齢者を早期に発見し対応できる体制をつくり安心して自立した生活を継続できるよう支援します。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
		見守り対象者数 186人	見守り対象者数 226人

④ 高齢者訪問給食サービス事業 (83ページ再掲)

⑤ 高齢者緊急通報システム事業 (84ページ再掲)

⑥ おはようふれあい訪問

おおむね70歳以上の一人暮らしの方を対象に、週3回、午前中に宅配員が乳酸菌飲料を手渡し、孤独感の緩和と見守りを行っています。

《社会福祉協議会》

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
	利用者数 195人	利用者数 172人	継続

⑦ 見守りネットワークの整備 <新規> 【重点事業】

一人暮らし高齢者や、徘徊高齢者、認知症の疑いのある方などへの見守りの充実を図るために、地域で見守り活動をしている方や、福祉関係者、警察署、消防署、行政の見守り関係部署の職員などが集まって、見守りに関する情報共有と連携調整を行う会議を開催します。

⑧ 地域住民の運営による交流の場との連携 <新規>

地域に広がりつつある地域住民の運営による交流の場は、高齢者とともに、さまざまな世代が知り合うことができる場であり、高齢者の孤独感の解消や生きがいづくり、介護予防に寄与する活動となっています。こうした取組と連携を図り、緩やかな見守りにつなげていきます。

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員（定数138人）は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、市内それぞれの担当地区を受け持ち、地域福祉の向上のために活動しています。

今後も、援助が必要な方々の悩みや要望の把握を行うとともに、福祉サービスの情報提供、適切な相談や助言が行えるよう民生委員・児童委員の活動を支援します。

○ 災害時要援護者（避難行動要支援者）避難支援体制の整備事業

災害発生時等における支援を適切かつ円滑に実施するため、避難支援マニュアルや災害時要援護者（避難行動要支援者）登録名簿等を活用し、地域における避難支援体制づくりを推進していきます。

(5) 権利擁護システムの充実

高齢者の権利と尊厳を守るためには、権利擁護体制の充実と虐待の防止が不可欠です。高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用を促進するとともに、虐待防止対策の充実を図っていきます。

① 高齢者虐待の早期発見・防止

高齢者虐待防止に向けて、地域包括支援センター、小平市を中心に福祉サービス事業者、社会福祉協議会、警察署等の関係機関の連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・防止に努めていきます。

また、高齢者虐待に関する正しい知識や理解が進むよう、パンフレット配布等の啓発活動を充実させます。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	相談件数 19 件	相談件数 25 件	継 続

② 高齢者緊急一時保護事業

養護者から虐待を受けている高齢者や、養護者の急な不在等により在宅での介護が困難になった高齢者を介護保険施設等に一時的に保護する事業を行います。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	利用実人数 5 人 延利用日数 98 日	利用実人数 4 人 延利用日数 68 日	継 続

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

在宅で生活する認知症高齢者等に、本人との契約に基づいて、「福祉サービスの利用援助」をはじめ「日常的な金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」を行います。

今後も、こうした事業を必要とする方は増える傾向にあり、利用に結びついていない方等の潜在的な需要を掘り起こすためにも、制度の周知と広報の強化に努めます。

また、地域包括支援センターや福祉施設等の関係機関との連携を強化するため、ネットワークの構築に努めます。

《社会福祉協議会》

○ 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が十分でない認知症高齢者等を保護するための制度です。「権利擁護センターこだいら（社会福祉協議会）」では、成年後見に関する利用相談支援だけでなく、後見人のサポートや地域ネットワークの活用、運営委員会を設置する等、成年後見制度を推進しています。

また、利用支援体制では、地域の高齢者相談窓口の中心となる地域包括支援センターと連携を図る等、相談体制の充実にも努めます。

権利擁護センターこだいらでは、地域包括支援センターと連携して、以下の事務を行います。

- ◎ 高齢者等からの権利擁護に関わる相談等への対応。
- ◎ 成年後見制度の利用が必要と思われる方について、その家族に必要性や手続き等を説明し、申し立てにつなげる。
- ◎ 成年後見制度が必要であるにもかかわらず身寄りがないような方について市長の申し立てにつなげる。
- ◎ 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成。

《権利擁護センターこだいら（社会福祉協議会）》

○ 福祉サービスへの相談・苦情対応

障がい者や高齢者の福祉サービスの利用に関する苦情や権利擁護相談に対し、苦情対応機関として、具体的な解決に向けたアドバイス・調整等の支援を行うとともに、弁護士等による専門相談を月に1回行っています。

《権利擁護センターこだいら（社会福祉協議会）》

(6) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心して外出や社会参加できるようにするためには、誰にでも優しい環境の整備にまちぐるみで取り組んでいく必要があります。高齢者が自由に外出して社会参加できるように、福祉のまちづくりの推進によるバリアフリー化を図ります。

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 福祉のまちづくりの推進によるバリアフリー化

「小平市第二期福祉のまちづくり推進計画」に基づき、高齢者や障がい者が自由にまちに出ることができ、自由に社会参加できるまちづくりを目標に、ハード面とソフト面の両面にわたるバリアフリー化を進めます。公共施設の設備、改修に際しては、高齢者等の利便性に配慮したものにしていきます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を多くの市民が理解し、協働して推進できるよう啓発活動に努めます。

○ 福祉有償運送運営協議会運営事業

近隣市町村と「多摩地域福祉有償運送運営協議会」を共同開催し、道路運送法に基づく福祉有償運送事業（障がいのある方や要介護者等、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する運送事業）を実施しているNPO法人等に対し、必要な指導、助言を行います。

○ コミュニティバス・コミュニティタクシー運行事業

交通利便性の向上により、高齢者や子育て中の方等市民の活動を促すため、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行を行います。

3 介護サービスの充実

介護サービスは高齢者の生活を支える基幹制度として地域に定着してきましたが、平成37年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、さらなる充実が必要とされています。認知症があっても、要介護・要支援状態となっても、高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、介護サービスの円滑な提供を図ります。

また、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成・支援やサービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、介護家族の負担を軽減するために、家族支援の充実も図ります。

（1）多様なサービス基盤の整備

1 地域密着型サービスの整備

介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスの整備を進め、多様で柔軟な介護サービスの拠点の充実を図ります。整備にあたっては、サービス種別ごとに既存事業所の利用状況や日常生活圏域等の地域バランスを勘案します。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成24年度に制度化されたサービスで、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、緊急時などの随時対応・随時訪問を行います。

整備状況	平成23年度末 事業所数	平成24～26年度 整備見込数	平成26年度末 事業所数（見込）
		—	1か所
方向性	○利用者のニーズに柔軟に対応でき、重度者を含む在宅高齢者の生活を支える上で有効なサービスです。 平成26年11月に、市内初の事業所が整備されました。 ○アンケート調査でも、高い利用意向が示されていることから、必要な人が利用できるよう、事業者の参入状況と地域バランス等を勘案し、整備を進めていきます。 ○市では、市民やケアマネジャーに対し、サービスの仕組みや特性等に関する周知を行い、サービスの普及を図ります。		
第6期整備目標	1～2か所		

② 夜間対応型訪問介護

在宅での生活を継続できるように、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報を受けて対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

整備状況	平成23年度末 事業所数	平成24～26年度 整備見込数	平成26年度末 事業所数（見込）
		1か所	0か所
方向性	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備による影響も考えられることから、第6期では、既存事業所の利用状況や事業者の動向を注視することとし、新たな整備目標は設定しません。		

③ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の方が、通所施設に通って、日常生活上の支援や生活機能訓練を受けます。

整備状況	平成 23 年度末 施設数・定員数	平成 24～26 年度 整備見込数	平成 26 年度末 施設数・定員数(見込)
		7 か所 92 人	0 か所 0 人
方向性	<p>○認知症対応型通所介護は、一般のデイサービスの影響を受けやすく、近年一般のデイサービスが増加していることにより、既存の事業所の中には利用者の確保が難しい事業所もあります。</p> <p>○第6期では、既存事業所の利用状況や事業者の動向を注視することとし、新たな整備目標は設定しません。</p>		

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせて利用できるサービスです。

整備状況	平成 23 年度末 施設数・定員数	平成 24～26 年度 整備見込数	平成 26 年度末 施設数・定員数(見込)
		3 か所 75 人	2 か所 50 人
方向性	<p>○利用者等のニーズに応じ、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」がなじみの関係の中で柔軟に提供されることから、中重度となっても在宅での生活の継続を支援する上で有効なサービスです。</p> <p>○第6期では、既存事業所の利用状況や介護報酬、運営基準等の改正による影響を注視しながら、地域バランスに配慮した整備を検討します。</p>		

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

平成24年度に制度化された、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、医療ニーズが高い中重度の要介護者の地域生活を支え、退院直後の在宅サービスへのスムーズな移行や家族介護者等の負担軽減を図る上で有効なサービスです。

方向性	○第6期では、制度の動向や今後の事業者参入の意向等を注視しながら整備を検討します。
-----	---

⑥ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の方が、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活する施設です。

整備状況	平成 23 年度末 施設数・定員数	平成 24～26 年度 整備見込数	平成 26 年度末 施設数・定員数(見込)
		6 か所 99 人	2 か所 36 人
方向性	<p>○認知症高齢者が、住み慣れた地域で、お互いに支え合いながら安心して生活ができる場であり、引き続き整備を進めます。整備にあたっては、既存事業所の利用状況や日常生活圏域等の地域バランスに配慮して配置するよう努めます。</p>		
第6期整備目標	1 か所 18 人		

⑦ 地域密着型通所介護

介護保険法の改正により、通所介護のうち利用定員19人未満の小規模な事業所が、「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置づけられます。(平成28年4月施行)

※平成27年1月1日現在、市内の通所介護事業所55か所のうち34か所が、定員19人未満となっています。

方向性	当面は、事業所の実態把握、需要や事業者の参入動向を注視し、第6期計画では具体的な目標数は設定せず、必要が生じた時点で計画を変更し、目標数を設定します。
------------	---

② 特別養護老人ホーム等の整備

① 特別養護老人ホーム ※地域密着型を含む

認知症や寝たきりなどにより、在宅での介護が困難な方が入所する施設です。

整備状況	平成23年度末 施設数・定員数	平成24～26年度 整備見込数		平成26年度末 施設数・定員数(見込)
		6か所 547人	1か所 29人	既存施設 の増床 36人
方向性	○平成26年度に実施した調査では、特別養護老人ホームの入所申込者数は500人を超えており、その内、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に入っている方を除いた、在宅の要介護4・5の方は108人でした。 ○アンケート調査でも、市が力を入れるべきこととして、特別養護老人ホームなどの入所施設の整備を求める声が多いことから、重度の要介護高齢者の生活の場として、特別養護老人ホームの整備に向けた働きかけを進めていきます。			
第6期整備目標	1か所 100人程度			

② 介護付有料老人ホーム等

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームなど、入居して、日常生活上の支援や介護を受ける施設です。

整備状況	平成23年度末 施設数・定員数	平成24～26年度 整備見込数	平成26年度末 施設数・定員数(見込)
		5か所 309人	5か所 380人
方向性	○市における特定施設入居者生活介護の給付費は大幅に伸びており、とりわけ介護付き有料老人ホームの増加は著しく、その量的整備は十分に進んできたものと考えられます。第6期では、既存事業所の利用状況を注視することとし、新たな整備目標は設定しません。		

③ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、低額な料金で、居宅での生活が困難な高齢者が入所し、食事の提供その他日常生活上必要な支援を受ける施設で、A型、B型、ケアハウス等があります。

方向性	○第6期では、第5期中に相談のあった事業者による介護専用型ケアハウスの整備を1か所見込み、整備を進めます。
第6期整備目標	1か所

④ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、身体介護や機能訓練などを受けます。

整備状況	平成 23 年度末 施設数・定員数	平成 24～26 年度 整備見込数	平成 26 年度末 施設数・定員数(見込)
		6 か所 46 人	2 か所 23 人
方向性	○アンケート調査でも、必要な介護者支援として短期入所の充実を求める声が多いことから、介護が必要な高齢者の在宅生活の継続を支援し、家族介護者等の負担を軽減するため、引き続き、事業者への整備の働きかけを行っていきます。		

【地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等の整備目標】

サービス名	26 年度末 (見込)	27～29 年度 整備目標数	29 年度末計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1 か所	1～2 か所	2～3 か所
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	8 か所 135 人	1 か所 18 人	9 か所 153 人
地域密着型通所介護	0 か所	34 か所(※)	34 か所
特別養護老人ホーム	7 か所 612 人	1 か所 100 人程度	8 か所 712 人程度
軽費老人ホーム (介護専用型ケアハウス)	0 か所	1 か所	1 か所

※ 通所介護のうち利用定員 19 人未満の小規模な事業所が、平成 28 年 4 月に「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置づけられることによる指定見込数。

(2) 福祉人材の育成・支援

高齢者のために適切な介護・福祉サービスを提供していくためには、福祉人材の確保と育成が重要であるとともに、地域住民の力を活かしていくことも必要となっています。研修や講座を通じて、福祉専門職員の資質の向上を図るとともに、市民の福祉や認知症などに対する理解促進やボランティア活動の促進を図っていきます。

① 介護予防見守りボランティア事業（78 ページ再掲）

【重点事業】

② 見守りサポーター養成研修事業（85 ページ再掲）

③ 認知症サポーター養成講座		【重点事業】	
<p>認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをつくるために、養成講座の充実を図ります。</p> <p>また、認知症サポーター養成講座を受講した地域住民のうち、より積極的な活動を希望する方に対し、認知症への理解をさらに深めてもらうとともに、さまざまな活動の機会を提供し、地域において認知症の方とその家族を支える取組の担い手として活躍していただきます。</p>			
実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	受講者人数 506 人 開催数 24 回	受講者人数 451 人 開催数 25 回	充 実

④ ケアプラン指導研修			
<p>ケアマネジャーが、利用者のニーズ、身体状況等に対応して適正なケアプラン（介護サービス計画）の作成をするために、事例検討や、情報提供、並びに、ケアプランの自己点検を行うことで、ケアマネジメントの質の向上を図ります。</p>			
実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	実施回数 6 回 延参加者数 206 人	実施回数 9 回 延参加者数 324 人	継 続

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 福祉人材養成講座
市内の大学や福祉施設等と連携して、ケアマネジャーや民生委員・児童委員などを対象に、資質の向上につながる講座を開催します。

○ 福祉読本を活用した事業
福祉読本である「ともに生きるまち小平」を市立小学校4年生全員に無償配布します。また、市立中学校に40冊を備えて、積極的な福祉教育を推進します。

○ 「総合的な学習の時間」の協力に伴う学校支援
ボランティアセンターは、小学生、中学生を対象に視覚障がいの理解・歩行体験（ガイドヘルプ）、車いす体験、手話、点字等の体験学習と障がい者との交流をコーディネートし、豊かな心を育む取組を行います。
《ボランティアセンター（社会福祉協議会）》

○ ボランティア活動の推進・支援
団塊の世代をはじめ、地域のさまざまな人材の経験や技術を活かしながら、福祉分野だけでなく多様な分野におけるボランティア活動の展開と、地域課題に取り組む団体の支援や、課題・テーマに応じて団体と協働を図ります。
《社会福祉協議会》

(3) サービスの質の向上と給付の適正化

要介護等高齢者やその家族が、提供される介護サービスに満足を感じ、自立した生活を営むことができるようにするためには、質の高いサービス提供体制を確保していくことが必要です。サービス提供事業者等への支援を充実させることで、介護サービスの質の向上に努めていきます。

また、国の「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、給付の適正化に係る取組を引き続き実施し、介護給付の適正化と適切なサービスの確保に努めます。

1 サービスの質の向上

① 介護サービス事業所連絡会の開催			
市内介護サービス事業所と関係公共機関が連携及び調整を行い、高齢者福祉サービス体制の充実を図ることを目的として連絡会を開催します。 この連絡会を通じて、より一層充実したサービスの提供を行えるよう情報の提供、研修を行います。			
実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	開催回数 6 回	開催回数 6 回	継 続

② 介護相談員派遣等事業			
介護相談員が施設等を訪問し、サービス利用者の不満や疑問等に対応して改善の途を探るとともに、介護サービスの質の向上をめざします。			
実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	延べ実施回数 141 回 延べ面接人数 1,650 人	延べ実施回数 166 回 延べ面接人数 2,080 人	継 続

③ 居宅介護支援事業者等助成事業			
居宅介護支援等を受けていない要介護者等が、介護保険制度の住宅改修を行う際に必要となる書類の作成者に対し助成を行うことで、住宅改修の利用促進を図ります。			
実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
	助成件数 91 件	助成件数 79 件	継 続

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 福祉サービス第三者評価受審費補助			
専門的な知識を持つ第三者評価機関が、福祉サービスを提供する事業者のサービス内容や質、事業者のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表することで、事業者のサービスの質の向上と、利用者が選択する際の目安や指標となることを目的とした制度です。この評価システムの一層の浸透を図るため、サービス提供事業者の受審を積極的に支援します。			

○ 社会福祉法人設立認可等事務及び指導検査

平成25年度から、1つの市・区内で事業を行う社会福祉法人の設立認可及び法人に対する指導検査を、市・区が行うことになりました。小平市でも法人に対する指導検査を適正に行っていきます。

2 給付の適正化

① 給付費通知

介護保険サービスの利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、回数、利用者負担額、サービス費用合計額等を通知します。利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止の効果が見込まれます。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
	発送件数 4,785件	発送件数 5,190件	継続

② 住宅改修訪問調査

市が調査を委託した理学療法士、建築士等が介護保険の住宅改修の申請をした利用者宅を訪問し、利用者等やケアマネジャー、施工業者等の立会いのもと、家屋状況、高齢者の身体状況等を調査し、適正な工事であることを確認します。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
	調査件数 5件	調査件数 2件	継続

③ 介護サービス事業所に対する指導・監督の実施

介護保険法の趣旨・目的の理解を進め、介護報酬請求の過誤や不正の防止のため介護サービス事業所を対象に集団指導を実施します。

また、「介護保険サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」、「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業所の所在地において実地指導を行います。

東京都との連携を図りながら、さらに指導・監督を進めていきます。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
	集団指導 1回 実地指導 9か所	集団指導 2回 実地指導 24か所	継続

④ 要介護認定調査票の点検

認定調査員が調査した要介護認定調査票の内容について、「調査項目の定義」に合わない点や不明な箇所を当該調査員に確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

実績と方向性	平成24年度	平成25年度	方向性
	実施率 100%	実施率 100%	継続

⑤ 医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付との突合情報をもとに、介護サービス事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求を調査し、過誤調整等を行います。

(4) 介護家族の支援

認知症や寝たきりの高齢者を介護する家族の負担は重く、介護をしている家族への支援の充実が重要な課題となっています。家族介護教室の開催や徘徊高齢者の介護者に対する支援などを実施します。

① 家族介護支援事業

【家族介護教室】

高齢者を介護している家族を対象に、地域包括支援センターで介護方法や要介護者の重度化予防、介護者の身体的・精神的負担の軽減等についての知識・技術を得るための家族介護教室を開催します。

【認知症介護家族支援会】

認知症など的高齢者を介護する上で、同じ立場の方や介護を経験した方との話し合いを通して、思いや悩みを共有し、心の励みとなるような場を提供することで、家族を支援します。

【徘徊高齢者家族支援事業】

徘徊等の恐れのある高齢者に発信器を身につけてもらうことで、行方不明になったときの早期発見・保護につなげます。

実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
家族介護教室	開催回数 15 回 参加者数 185 人	開催回数 15 回 参加者数 291 人	継 続
認知症介護家族支援会	開催回数 10 回 参加者数 72 人	開催回数 10 回 参加者数 100 人	
徘徊高齢者家族支援事業	対象者数 15 人	対象者数 13 人	

② 認知症高齢者や家族の交流の場

認知症高齢者や家族などが集う交流の場を提供し、認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の高齢者を支えるつながりを支援し、認知症高齢者の家族の介護負担の軽減などを図ります。

4 医療との連携強化

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や在宅で医療的ケアを受けている要介護認定者への支援など、在宅医療の果たす役割はますます重要になっています。国は効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のために、地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革を実施しています。このような動向を踏まえ、本市でも、地域における介護・医療の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。

(1) 介護と医療の連携の推進

高齢者が必要な医療や介護を受けながら地域で暮らし続けることができるようにするために、在宅医療・介護連携に必要な体制を充実させる必要があります。疾病があっても地域で安心して暮らせるように、介護と医療の連携を推進していきます。

① 介護・医療連携推進事業			【重点事業】
【介護・医療連携推進協議会】			
小平市医師会を中心に、歯科医師会、薬剤師会、主任ケアマネジャー、基幹型地域包括支援センター、在宅医療連携調整窓口職員で構成している協議会では、在宅医療・介護連携の取組や、事業実施状況の報告、課題や改善策等についての協議を行います。			
【在宅医療連携調整窓口】			
病院から在宅医療への円滑な移行や、安定した在宅療養生活の継続のために、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員、病院職員からの相談を受け、在宅医や訪問看護師等の紹介や関係者間調整を行う在宅医療連携窓口を設置しています。			
【在宅医療・介護関係者の研修】			
地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じて、多職種連携のあり方を学びます。また、介護職種を対象とした医療関連のテーマの研修会を開催します。			
実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
介護・医療連携 推進協議会	開催回数 4 回	開催回数 4 回	充 実
在宅医療連携 調整窓口	相談者数 61 人	相談者数 55 人	
在宅医療・介護 関係者の研修	圏域連絡会 2 回	事例検討会 1 回	

② 地域の医療・介護サービスの資源把握 <新規>

地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト化します。
さらに、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査した結果を、関係者間で共有し、市民にも公表します。

③ 在宅医療やかかりつけ医に関する地域住民への普及啓発 <新規>

地域住民を対象にしたシンポジウムの開催や、パンフレット、チラシ、市報、市ホームページ等を活用し、在宅医療・介護サービスやかかりつけ医に関する普及啓発を行います。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (89ページ再掲)

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) (90ページ再掲)

《 広く市民を対象とする事業 》

○ 歯科医療連携推進事業

介護が必要、または病気や障がいのため、かかりつけ歯科医を探すのが困難な方を対象に、必要に応じて歯科医師が自宅を訪問し、適切な歯科医療機関を紹介します。

(2) 認知症施策における医療との連携

高齢化の進行とともに、認知症高齢者数も増加の一途をたどっています。地域で暮らす認知症の方を支えるために、介護と医療が連携した認知症施策を推進していきます。

① 認知症早期発見・早期診断推進事業 【重点事業】

認知症の早期発見、早期予防を図るために、認知症疾患医療センターの山田病院と連携し、認知症支援コーディネーターを地域包括支援センターに設置して、認知症の疑いのある方を把握・訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービス等につなげる等の取組を進めます。

実績と方向性	実績	方向性
	平成26年10月から実施	充実

② もの忘れ相談医の周知 (81ページ再掲)

③ 認知症相談会 (81ページ再掲)

5 住まいの確保

高齢者が地域で生活するための基盤となるのは、安心して暮らせる住まいの存在です。高齢者が必要とする多様な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることは、地域包括ケアシステムの前提となります。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境の整備を図っていきます。

(1) 高齢者向け住宅

高齢者の住環境ニーズに対応するためには、適切に配慮された住まいの提供が必要です。医療・介護サービス確保型のサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の多様なニーズに配慮した住宅、低所得者向け住宅の確保に向けて、地域の事業者や所有者との意見交換の場づくりに努めます。

① 高齢者住宅（シルバーピア）の運営			
住宅に困窮する高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置した高齢者住宅（シルバーピア）を運営します。			
実績と方向性	平成 24 年度	平成 25 年度	方向性
民間借上（2棟）	単身用 38戸	単身用 38戸	継続
都営住宅（11棟）	単身用 217戸 2人世帯用 52戸	単身用 217戸 2人世帯用 52戸	継続

② サービス付き高齢者向け住宅などの周知

高齢者が、いつまでも安心して住み続けることのできる住まいの充実を図るため、医療・介護と連携した住まいの供給に向けて、サービス付き高齢者向け住宅の整備や、低所得者向け住宅などの確保について、情報収集に努めるとともに、各種制度の普及を図ります。

平成25年度に東京都が開始した、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金（医療・介護サービス確保型）に係わる市の同意基準を定め、同意願書による事前相談を受けることにより、よりよい住宅の供給につながるよう努めます。

(2) 高齢者向け施設

自宅での生活が困難になった高齢者を支えるためには、本人の状態にあった施設の適切な提供が必要です。要介護者等が介護や支援を受けながら安心して生活できるように、施設の充実を図ります。

① 特別養護老人ホーム ※地域密着型を含む（91ページ再掲）

② 介護付有料老人ホーム等（91ページ再掲）

③ 軽費老人ホーム（91ページ再掲）

④ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）（90ページ再掲）

コラム

終活とエンディングノート（私の生き方整理帳）

■ 終活とは

人生の終わりに向けての事前準備をしながら、これまでの人生を見つめなおし、残りの人生を自分らしく生き、自分らしいエンディングを迎えるための活動を意味する言葉として使われるようになっていきます。

■ エンディングノートの活用

もしものときに必要なこと、家族などに伝えたいことなどをまとめておくノートのことで、さまざまなタイプのものが販売・頒布されています。

エンディングノートに記入する内容は、緊急時に必要なことや、家族に伝えたいことが中心となります。具体的には、既往症や終末期医療についての希望、葬儀やお墓に関する希望、貴重品や保険の情報、形見分け・遺品の整理に関すること、友人・知人の連絡先などが挙げられます。内容・形式に特に決まりはなく、自分の生い立ちや思い出、家族や友人、お世話になった人などへのメッセージを書きしておくこともできます。

コラム

遺言書

■ 遺言とは

自分に万が一のことがあった場合に、自分の財産（遺産）を誰に、どれだけ、どのように託すのかを決める意思表示のことで、遺言書とは、その意思表示を民法の規定に従って書面に残したものです。

遺言書は、法的効力を持ち、法定相続に優先するものであり、遺産相続を円滑に進め、相続人の負担を軽減する効用があります。遺された家族・親族が遺産を巡って争う「争族」を防ぐためにも、できるだけ作成しておくことが望ましいと考えられます。

特に、法定相続人以外に財産を残したい場合、再婚・別居などの家庭的事情がある場合、財産のほとんどが不動産である場合（分割が難しいため）などには遺言書の果たす役割が重要になります。

遺言書には、自分で書く「自筆証書遺言」、公証役場で公証人に作成してもらう「公正証書遺言」などがあります。小平市社会福祉協議会（権利擁護センター）では、遺言書の基礎講座等を行っています。

コラム

ICTの活用

■ ICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）とは

コンピュータやネットワークなどの情報通信に関する技術やサービスなどの総称です。

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の普及や、インターネットの利用拡大により、近年技術革新が飛躍的に進んでいます。高齢者の日常生活の利便性向上、外部との交流や社会参加を促進できるのではないかと期待される一方で、高齢者の分野では、活用方法・性能・操作性等について開発・研究の余地があります。

国では、在宅医療・介護連携の分野で研究が始まり、近隣市でも、見守り、買い物支援での試行を行っていますが、課題も多くあるようです。窓口での説明の際に、必要な部分を拡大して見ていただくための機器とするなど、活用方法や事例、内容の情報収集を行い、研究していく必要があると考えています。